

**第51回全国消防救助技術大会等に係る記念品製作等業務
公募型企画競争 提案説明書**

1 実施主体

第51回全国消防救助技術大会等札幌市実行委員会（以下「委託者」という。）

2 業務名称

第51回全国消防救助技術大会等に係る記念品製作等業務

3 業務目的

令和5年8月25日、札幌市において第51回全国消防救助技術大会（以下「大会」という。）が開催される。本業務は、大会のシンボルとなるロゴマークの作成、参加隊員や大会関係者、一般来場者に販売する大会記念品の製作・販売及び大会運営に関する支援を行うものとする。

なお、大会の概要については、別添1「第51回全国消防救助技術大会の開催概要」を参照すること。

4 業務委託期間

契約締結の日から令和5年9月30日までとする。

5 予算規模

本業務の上限額は、110,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、上記金額内での提案を募集するもので契約予定金額を示すものではない。

6 委託業務内容

別添2「仕様書」のとおり。

なお、ここで示す仕様書は企画提案の参考となるよう暫定的に作成したもので、正式な仕様書については委託者と契約候補者との協議により作成されるものであることに留意すること。

7 企画提案を求める内容

次の内容について、企画提案書を作成するものとする。

(1) 業務運営体制

次の項目を盛り込んだ具体的な内容を示すこと。

ア 本業務を計画的かつ安定的に実施できる業務計画

イ 本業務を円滑かつ確実に実施できる組織体制及び人員配置

ウ 本業務に関する専門性及びノウハウの有無

エ 本業務と同種・同類の業務を良好に手掛けた実績の有無

(2) ロゴマークの作成

企画提案の際、消防ロゴマーク（案）及び一般ロゴマーク（案）を提示すること。
なお、各ロゴマーク（案）の提示数は任意とする。

ア 消防ロゴマーク（案）

委託者が提示する条件（※）を踏まえた訴求力のある、札幌のオリジナリティが感じられるデザインとなっていること。

なお、スローガンは令和5年1月中旬に完成予定であり、完成次第、企画提案者へ提供する。

※ 委託者が提示する条件

- ・消防救助の技術の高さ、消防救助隊員の逞しさや強靭さ、優しさをアピールできること。
- ・消防救助隊員としての誇りや使命感、強固な意志を感じられること。
- ・市民の目線に立った未来志向の大会を感じられること。
- ・札幌や北海道に關係する動物（シマエナガ、エゾオオカミ、キタキツネ、エゾモモンガ、シマフクロウなど）をモチーフとすること。
- ・札幌や北海道の歴史、文化、自然など札幌らしさが感じられる要素を取り入れること。

イ 一般ロゴマーク（案）

シンボルマーク（札幌市消防局マスコットキャラクター）のイメージを生かした、一般市民にも大会に親しみを感じてもらえるようなデザインとなっていること。

(ア) スローガンは、令和5年1月中旬に完成予定であり、完成次第、企画提案者へ提供する。

(イ) シンボルマーク（札幌市消防局マスコットキャラクター）は、令和5年1月中旬に完成予定であり、完成次第、企画提案者へフォトショップ（psd）形式により提供する。なお、シンボルマークは、縦横比を変更しないサイズの縮小等を除き、加工や修正は行わないこと。

(3) 記念品の製作・販売

ア 企画提案の際、記念品の一例として、Tシャツ（参加者向け・一般向け各1種類以上）及びスポーツタオル又はフェイスタオル（参加者向け・一般向け各1種類以上）のデザインを提示すること。また、当該デザイン及び品質は、大会の意義等を踏まえるとともに、大会参加者等のニーズを捉えた、大会に相応しいものとなっていること。

イ ア以外の記念品について、次の項目を踏まえた具体的な内容を示すこと。

(ア) 記念品の種類、デザイン及び品質は、大会に相応しいものとなっていること。

(イ) 札幌や北海道にゆかりのあるものを活用した記念品も提案すること。

ウ 記念品の宣伝方法及び販売方法に有効性及び独自性が認められること。

(4) 大会の運営支援

金銭や物資による大会運営支援について具体的に示すこと。

(5) その他

その他、独自の取組（仕様書に定めのない事項で業務に関して有意義と考えられる事項やアピールポイントなど）があれば具体的に示すこと。

8 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

ただし、札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていないものであっても、次に掲げる全ての要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面の提出を行うことで参加の申込みを行うことができる。

なお、これらの書面は、参加意向申出書（様式1）と同時に提出するものとする。

- (1) 本件企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市の競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づき参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でなく、かつ、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7号に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。

【札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者が提出する書面】

提出書面	備考
ア 申出書	様式7
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明又は全部事項証明（写し可） ※参加意向申出書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表（直前2期分）	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 （市区町村税）	※本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可） ※参加意向申出書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 （消費税・地方消費税）	※未納がない旨の証明書（その3の3）（写し可） ※参加意向申出書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

9 参加手続に関する事項

企画提案に関する提出書類は、次により提出することとし、これによらない提出書類は受理しない。

- (1) 企画競争の参加に必要な書類の入手方法

札幌市公式ホームページ（入札・契約等情報（消防局））でダウンロードすることができる。

- (2) 提出書類

ア 下表の提出書類について、(a)及び(b)は各1部、(c)から(f)までは一括にして10部（正本1部、副本9部）作成し、それぞれの提出期限までに「18 問い合わせ先・

提出先」へ郵送（書留）又は持参により提出すること。

また、(c)から(f)までは、電子データを電磁的記録媒体（CD-R 等）に記録し、又は電子メールに添付して「18 問い合わせ先・提出先」まで送付すること。

ただし、持参により提出する場合は、提出期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く8時45分から17時15分までに行うこと。

なお、提出された書類等はいずれも返却しないので注意すること。

提出書類		提出期限
(a)	参加意向申出書（様式1）	令和5年2月3日（金） 17時15分まで
(b)	札幌市競争入札参加資格認定通知書の写し、又は上記「札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者が提出する書面」一式	
(c)	企画提案者概要（様式2）	令和5年2月10日（金） 17時15分まで
(d)	業務運営体制（様式3） ※業務実施体制について、組織体制、担当業務、担当人員及び業務処理責任者の配置等を図示すること。	
(e)	業務実施計画書（様式4） ※業務履行期間中の実施計画を記載すること。	
(f)	企画提案書（様式自由） ※本提案説明書を熟読し作成すること。	

イ 提出書類の体裁は、日本産業規格A4で両面印刷（長辺綴じ）とする。

ウ 書体は自由で写真、挿絵及び図表等の使用は可とする。

エ 提出に当たっては、一式をクリップ等で留め、ステープラは使用しないこと。

また、ページが複数になるときは、番号を付すなどして乱丁や落丁がないよう対策を講じること。

オ 公平に評価を行うため、副本（9部）には、企画提案をする事業者名が特定できる表現（会社名、ロゴ、個人名、会社所在地等）を一切記載しないこと。

カ 上記の方法が守られていない場合、書類を受理しないことがあるので、細心の注意を払うこと。

10 参加資格の審査等

(1) 審査及び通知

参加資格の審査を通過した者には、審査結果を連絡する。

(2) 参加資格への苦情申立て

本件企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例（平成2年6月15日条例第23号）で規定する休日を除く。）以内にその理由に関する苦情を申し立てることができる。

(3) 参加資格の喪失

本件企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあっては契約を締結するまで）の間に次のいずれかに該当したときは、提出書類は受け付けず、又は評価せず、若しくは契約候補者

としての選定を取り消すこととする。

ア 提出書類に虚偽の記載をするなど不正行為をした者

イ 本提案説明書に定める手続以外の手法により、第 51 回全国消防救助技術大会等実施委員会（以下「実施委員会」という。）等から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員会委員等と接触し、又は利害関係を有することとなった者

エ 本件企画競争の手続期間中に参加資格を有しないこととなった者

オ 審査の公平性を害する行為を行った者

11 質問の受付及び回答

質問がある場合は、質問受付期間内に質問書（様式 5）に要旨を簡潔に記載し、「18 問い合わせ先・提出先」に電子メールで送信すること。また、電子メールで送信するときは、件名を「第 51 回全国消防救助技術大会等企画競争に関する質問」とすること。

なお、口頭（電話）による質問は一切認めない。

(1) 質問受付期間

令和 5 年 2 月 3 日（金）17 時 15 分まで

(2) 質問に対する回答

質問を受けた場合は、質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、内容を札幌市公式ホームページ（入札・契約等情報（消防局））で公表する。

12 選定方法

本件企画競争のために設置した実施委員会において総合的に審査し、最も優れた企画提案者を契約候補者に選定する。

(1) 審査の方法

ア 各企画提案者がプレゼンテーションを行い、実施委員会によるヒアリングを実施する。評価は、「評価項目及び評価基準表」（別表）により行い、この合計点数が最も高い 1 者を契約候補者として選定する。

イ プレゼンテーション等の出席者は、参加意向申出書（様式 1）に記載された担当者を含む最大 3 名までとする。

ウ プレゼンテーション等の実施時間は 30 分以内（プレゼンテーション（提案説明）20 分、ヒアリング（質疑応答）10 分）とする。ただし、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

エ プレゼンテーション等の実施順については、実施委員会が事前に決定する。

オ 企画提案者が 1 者の場合、総合得点満点の 6 割を最低基準点と定め、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

カ 実施委員会による採点が同点の場合は、評価基準表の「ロゴマークの作成」の評点が最も高い者を入選とする。ただし、評価基準表の「ロゴマークの作成」の評点も同じであるときは、実施委員会がくじ引きを行い、その結果により入選者を決定する。

キ 審査の結果は、各企画提案者に対して書面により通知する。

ク 新型コロナウイルス感染症の状況によって審査の方法を変更する場合は、別途通知する。

(2) 契約

契約は、選定された契約候補者と委託者との間で具体的な契約内容等について協議した上で随意契約を行うものとするが、協議の中で企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約手続に関しては、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）を準用する。

なお、契約候補者との協議が不調に終わった場合や、契約候補者が次のア～ウの事項に該当する場合は、実施委員会において次点とされた者と協議する場合がある。

ア 企画提案書等への虚偽の記載など不正とみなされる行為が発覚した場合

イ 契約候補者が参加資格を満たさなくなった場合

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員会委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったことが発覚した場合

13 再委託等の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者から書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

14 スケジュール

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| (1) 企画提案の公募開始 | 令和5年1月20日（金） |
| (2) 参加意向申出書の提出期限 | 令和5年2月3日（金）17時15分 |
| (3) 企画提案書の提出期限 | 令和5年2月10日（金）17時15分 |
| (4) プレゼンテーション及びヒアリングの実施 | 令和5年2月16日（木） |
| (5) 提案事業者への選定結果の通知 | 令和5年2月下旬 |
| (6) 契約締結 | 令和5年2月下旬 |

※ 公募日現在の予定であるため、変更となる場合がある。

15 著作権に関する事項

(1) 企画提案の著作権は、企画提案者に帰属する。

(2) 納入される物品等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、当該著作権の使用に関する一切の手続き及び費用については、企画提案者の負担と責任において行うこととする。

(3) 企画提案者は、委託者が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、本件企画競争の実施に必要な範囲で委託者が企画案を複製することを許諾するものとする。この場合において、委託者はあらかじめ企画提案者に通知する。

(4) 企画提案者は、委託者に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者が持つ著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

(5) 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物（以下「本著作物」という。）

に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。

- (6) 受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (7) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証すること。
- (8) 企画提案又は本著作物の利用について、第三者から権利の侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者又は受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償すること。

16 評価についての申立て

企画提案者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

17 その他の留意事項

- (1) 本件企画競争に関する一切の費用については、企画提案者の負担とする。
- (2) 委託者の指示による場合を除き、提出期限を過ぎた後の書類の訂正、追加又は差し替え等の変更は一切認めない。
- (3) 参加意向申出書（様式 1）に記載された担当者は、委託者が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (4) 委託者が提供した資料は、委託者の了解なく公表、使用することができない。
- (5) 参加意向申出書（様式 1）の提出後、参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式 6）を提出すること。
- (6) 受託者において製作・販売する予定のない記念品の製作・販売については、双方で協議の上、委託者自ら又は第三者をして製作・販売することができるものとする。

18 問い合わせ先・提出先

第 51 回全国消防救助技術大会等札幌市実行委員会事務局 村田、深江
（札幌市消防局総務部総務課内）
〒064-8586 札幌市中央区南 4 条西 10 丁目 札幌市消防局庁舎 4 階
電話 011-215-2010 FAX 011-281-0101
E-mail somu.shobo-zk51@city.sapporo.jp

第 51 回全国消防救助技術大会の開催概要

1 日時

令和 5 年 8 月 25 日（金） 9 時 00 分～16 時 30 分

2 会場

- (1) 陸上の部 消防学校（西区八軒 10 条西 13 丁目）
- (2) 水上の部 平岸プール（豊平区平岸 5 条 14 丁目）

3 主催等

- (1) 主催 一般財団法人全国消防協会
- (2) 後援 総務省消防庁、全国消防長会
- (3) 主管 札幌市消防局

4 訓練種目

- (1) 陸上の部 8 種目（基礎訓練 2、連携訓練 5、技術訓練）、706 名
- (2) 水上の部 8 種目（基礎訓練 2、連携訓練 5、技術訓練）、266 名

5 参会者（想定）

- (1) 参加隊員 約 1,000 名
- (2) 大会関係者 約 2,000 名
- (3) 一般来場者 約 10,000 名

6 式次第（予定）

- (1) 開会式
 - ア 開会宣言
 - イ 黙とう
 - ウ 国旗・大会旗掲揚
 - エ 大会会長あいさつ
 - オ 開催地あいさつ
 - カ 来賓祝辞
 - キ 来賓紹介
 - ク 審判長指示
 - ケ 隊員宣誓
 - コ 隊員退場

(2) 陸上訓練、水上訓練

○ 陸上訓練

- ・ ほふく救出
- ・ ロープブリッジ渡過
- ・ 引揚救助
- ・ はしご登はん
- ・ ロープブリッジ救出
- ・ ロープ応用登はん
- ・ 障害突破

○ 水上訓練

- ・ 複合検索
- ・ 基本泳法
- ・ 水中結索
- ・ 人命救助
- ・ 溺者救助
- ・ 溺者搬送
- ・ 水中検索救助

(3) 閉会式

- ア 表彰
- イ 講評
- ウ 国旗・大会旗降納
- エ 大会旗引継
- オ 次期開催地あいさつ
- カ 閉会宣言

7 来賓

(1) 一般財団法人全国消防協会から案内

- ア 国会関係（自由民主党消防議員連盟）
- イ 省庁関係（総務省消防庁長官、外務省国際協力局緊急・人道支援課長他）
- ウ 地方関係団体（全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長）
- エ 消防関係団体（公益財団法人日本消防協会会長、日本消防検定協会理事長他）
- オ 一般財団法人全国消防協会賛助会員（生命保険会社、消防関係企業他）
- カ その他 合計 150 名程度

(2) 札幌市消防局から案内

- ア 国会議員（地元選出の衆議院議員・参議院議員）
- イ 北海道（北海道知事、危機管理監他）
- ウ 北海道議会議員（消防議員連盟、札幌市選出議員）
- エ 札幌市（市長、副市長、各局（区）長他）
- オ 札幌市議会議員
- カ その他 合計 200 名程度

※ 協賛企業・団体等の代表者等も来賓として案内予定であるが、上記人数には含まれていない（合計で 500 名前後を想定）。

第 51 回全国消防救助技術大会等に係る記念品製作等業務仕様書

1 業務名

第 51 回全国消防救助技術大会等に係る記念品製作等業務

2 委託期間

契約締結の日から令和 5 年 9 月 30 日まで

3 業務内容

(1) ロゴマークの作成

ロゴマークとは、スローガンとシンボルマークを合わせたものとし、次の 2 種類のロゴマークを作成すること。

ア 委託者が提示するスローガン及びシンボルマークのイメージに基づき、参加隊員など消防関係者を意識したロゴマーク（以下「消防ロゴマーク」という。）を作成すること。

(ア) スローガン

令和 5 年 1 月完成予定

(イ) シンボルマークのイメージ

- ① 消防救助の技術の高さ、消防救助隊員の逞しさや強靭さ、優しさをアピールできること。
- ② 消防救助隊員としての誇りや使命感、強固な意志を感じられること。
- ③ 市民の目線に立った未来志向の大会を感じられること。
- ④ 札幌や北海道に関係する動物（シマエナガ、エゾオオカミ、キタキツネ、エゾモモンガ、シマフクロウなど）をモチーフとすること。
- ⑤ 札幌や北海道の歴史、文化、自然など札幌らしさを感じられる要素を取り入れること。

イ 委託者が提示するスローガン及びシンボルマーク（札幌市消防局マスコットキャラクター）を使用し、一般市民にも大会に親しみを感じてもらえるよう意識したロゴマーク（以下「一般ロゴマーク」という。）を作成すること。

(ア) スローガン

令和 5 年 1 月完成予定

(イ) シンボルマーク

令和 5 年 1 月完成予定（札幌市消防局マスコットキャラクター）

ウ 委託者が指定したファイル形式に加工したロゴマークのデータを納品すること。

(2) 記念品の製作及び販売

ア 消防ロゴマーク及び一般ロゴマークを使用した記念品の企画、製作、宣伝及び販売を行うこと。ただし、各ロゴマークのイメージに沿う記念品であれ

ば、ロゴマークの使用は必須のものとはしない。

また、各種記念品に使用するロゴマーク、記念品の種類やデザイン、品質、販売予定価格については、委託者と協議すること。

ただし、次の記念品は必ず製作、販売すること。

(ア) Tシャツ（参加者向け・一般向け各1種類以上）

(イ) スポーツタオル又はフェイスタオル（参加者向け・一般向け各1種類以上）

イ 札幌や北海道にゆかりのあるものを活用した記念品の企画、製作、宣伝及び販売を行うこと。なお、ゆかりのあるものの活用にあたっては、委託者と協議すること。

ウ 記念品の販売期間、販売方法及び大会当日の販売場所等の詳細については、委託者と協議すること。

エ ア～ウにかかわらず、受託者において製作・販売する予定のない記念品の製作・販売については、双方で協議の上、委託者自ら又は第三者をして製作・販売することができるものとする。

(3) 大会の支援

大会の準備及び運営に要する経費の助成や物資支援、運営に関する支援等を行うこと。

4 著作権

(1) 受託者は、ロゴマーク及びシンボルマークが第三者の著作権を侵害しないことを保証するものとする。

(2) ロゴマーク及びシンボルマークの著作権は、委託者及び一般財団法人全国消防協会に帰属するものとする。

(3) 委託者は、ロゴマーク及びシンボルマークを加工及び二次利用できるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

(4) 第三者からロゴマーク及びシンボルマークに関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

5 実施に関する条件

(1) 本業務に関する経費は、ロゴマークの作成に関する経費を除き、受託者の負担とする。

(2) 業務の方針、内容及びスケジュール等について、委託者と協議を行った際は、その都度内容を受託者が記録し、相互に確認すること。

(3) 本大会が荒天及び大規模災害等により中止となった際は、委託者に過度の負担が生じないようにすること。

(4) 本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、双方が協議して定めるものとする。

6 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部若しくは一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部であって、本業務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、上記ただし書の規定により本業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、住所、委託する業務の範囲、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告し、委託者の承諾を得なければならない。
- (3) 受託者は、上記(1)、(2)の規定により本業務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に関する全ての行為について責任を負うものとする。

7 その他

- (1) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施により知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (3) 本業務の履行においては、札幌市が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (4) 受託者は、本業務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により、委託者又は第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

8 担当

第51回全国消防救助技術大会等札幌市実行委員会事務局 村田、深江
(札幌市消防局総務部総務課内)

〒064-8586 札幌市中央区南4条西10丁目 札幌市消防局庁舎4階
電話 011-215-2010 FAX 011-281-0101

評価項目及び評価基準表

評価基準点は、「5点（非常に優秀）、4点（優秀）、3点（普通）、2点（やや劣る）、1点（劣る）」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。

評価項目	評価基準	係数	配点 (×5)
業務運営体制	○業務計画は、受託業務を計画的かつ安定的に実施できる内容となっているか。 ○受託業務を円滑かつ確実に実施できる組織体制及び人員配置となっているか。	2	20
	○受託業務に関する専門性及びノウハウはあるか。 ○受託業務と同種・同類の業務を良好に手掛けた実績はあるか。	2	
ロゴマークの作成	○消防ロゴマーク（案）は、委託者が提示する条件（※）を踏まえた訴求力のある、札幌のオリジナリティが感じられるデザインとなっているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防救助の技術の高さ、消防救助隊員の逞しさや強靭さ、優しさをアピールできること。 ・ 消防救助隊員としての誇りや使命感、強固な意志を感じられること。 ・ 市民の目線に立った未来志向の大会を感じられること。 ・ 札幌や北海道に關係する動物（シマエナガ、エゾオオカミ、キタキツネ、エゾモモンガ、シマフクロウなど）をモチーフとすること。 ・ 札幌や北海道の歴史、文化、自然など札幌らしさが感じられる要素を取り入れること。 	8	80
	○一般ロゴマーク（案）は、シンボルマーク（札幌市消防局マスコットキャラクター）のイメージを生かした、一般市民にも大会に親しみを感じてもらえるようなデザインとなっているか。	8	
記念品の製作・販売	○特に大会参加者等からのニーズが見込まれる記念品（Tシャツ及びスポーツタオル又はフェイスタオル）は、大会の意義等を踏まえるとともに、大会参加者等のニーズを捉えた、大会に相応しいデザイン及び品質となっているか。	5	60
	○その他の記念品の種類、デザイン及び品質は、大会に相応しいものとなっているか。	5	
	○札幌や北海道にゆかりのあるものを活用した記念品は魅力的なものか。	1	
	○記念品の宣伝方法及び販売方法に有効性や独自性は認められるか。	1	
大会の運営支援	○金銭や物資による大会運営支援の提案内容に効果は見込めるか。	6	30
その他	その他、独自の取組など特に評価すべき提案はあるか。	2	10
		合計	200

参加意向申出書

令和 年 月 日

第 51 回全国消防救助技術大会等札幌市実行委員会
委員長 岡本 征仁 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(代理人名)

第 51 回全国消防救助技術大会等に係る記念品製作等業務に係る公募型企画競争に参加するため、参加意向申出書を提出します。

なお、参加するに当たり、提案説明書の参加資格の要件を全て満たしていることを誓約します。

【連絡先】

所属部署	
担当者氏名	
担当者役職名	
事業所所在地 (担当者在籍)	
T E L	
F A X	
E - m a i l	
※代理人 (所属・氏名)	

※ 参加意向申出書の日付は、提出日を記載すること。

企画提案者概要

① ※	法 人 名	
② ※	代 表 者 役 職 ・ 氏 名	
③ ※	本 社 所 在 地	〒
④ ※	ホームページのURL	
⑤	業 種	
⑥	資 本 金	円
⑦	常用従業員数 (常用パート含)	事務系 (人) 営業系 (人) 技術系 (人) その他 (人) 計 (人)
⑧	法人の沿革 (この範囲に要約 してください)	
⑨	最近3年間の主な 業 務 実 績 (この範囲に要約 してください)	

※ 副本は、①～④を空欄にすること。

業務運営体制

※ 本業務に対する基本的な考え方、業務を担当するチームの特徴、その他業務実施上の配慮事項等について記載する。

業務実施計画書

【令和 5 年】

	実施内容	備考
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		

令和 年 月 日

住 所 :

称号又は名称 :

代表者氏名 :

第 51 回全国消防救助技術大会等に係る記念品製作等業務
公募型企画競争に関する質問書

次のとおり質問しますので、回答願います。

【質問事項】

【連絡先】

部 署 名 :

担当者氏名 :

TEL / FAX :

電子メール :

参加辞退届

令和 年 月 日

第51回全国消防救助技術大会等札幌市実行委員会
委員長 岡本 征仁 様

住 所：
商号又は名称：
代表者氏名：

第51回全国消防救助技術大会等に係る記念品製作等業務に係る公募型企画競争への参加を辞退します。

【連絡先】

所属部署	
担当者氏名	
担当者役職名	
事業所所在地 (担当者在籍)	
TEL	
FAX	
E-mail	

※ 参加辞退届の日付は、提出日を記載すること。

申 出 書

年 月 日

(あて先) 第 51 回全国消防救助技術大会等札幌市実行委員会委員長

住 所
申出人 商号又は名称
職 ・ 氏 名 印

貴実行委員会と契約を締結いたしたく、下記事項を誓約したうえで契約手続きに参加することを申し出ます。

記

- 1 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までに於いて 3 年を経過しない者でないこと。
- 3 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2 年を経過しない者でないこと。
- 4 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）に基づき実行委員会が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。
- 5 次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。
 - (1) 役員等（申出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に

- 規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であると認められる者。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- 6 上記5の各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、実行委員会から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出いたします。
- 7 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第13条第2項に基づき本申出書及び役員名簿等が実行委員会から警察その他の関係機関に提供されることに同意いたします。
- 8 使用する下請負人等が、本申出書5の各号に掲げる者に該当する事業者であると実行委員会が北海道警察本部から通報を受け、又は実行委員会の調査により判明し、実行委員会から下請契約等の解除又は二次以降の下請負等にかかる契約の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。
- 9 本申出書に関して虚偽の申し出をしたことが判明した場合又は本申出書に違反したことにより、実行委員会と締結した契約を解除されても異議を申し立てません。また、これらにより損害が生じた場合であっても、実行委員会に対して何らの請求もいたしません。

備考 申出人が法人の場合は、登記事項証明書等の会社概要がわかる書類を添付すること。